

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、富津市長等から、平成 27 年度定期監査及び平成 27 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を公表する。

平成 28 年 3 月 25 日

富津市監査委員 磯 貝 昭 一

富津市監査委員 平 野 明 彦

【措置事項】

○ 平成27年度定期監査

| 監査結果 | 措置状況 | 対象部局 |
|---|--|----------------|
| 消防用設備等の修繕について | | |
| 市内各小学校の施設設備及び消防用設備については、各種保守点検や検査等により多くの指摘がなされているが、防火戸や防火シャッター、消火器及び消火栓等の不良箇所や不具合が生じているものは、早急な対応を図られたい。 | 非常時の避難行動に支障を来すおそれがあることから、日常的に使用する施設整備の改修等と併せて、適切に優先順位を設けて計画的に是正を進めていきます。 | 【教育部】 教育総務課 |

○ 平成27年度財政援助団体等監査

| 監査結果 | 措置状況 | 対象部局 |
|--|---|--------------------------------|
| 被服貸与規程の整備について | | |
| 公社は、職員に対し業務上必要な被服を貸与しているが、貸与規程が定められておらず、貸与の基準が不明確であることから、被貸与者、貸与品、数量、貸与期間等に関する規程を整備されたい。 | 平成27年12月1日付公社職員被服貸与要領を制定し、被服等の貸与について適正に管理してまいります。 | (公財)富津市 施設利用振興公社 (都市政策課) |
| 備品の管理について | | |
| 備品台帳について、備品の購入及び廃棄に伴う変更記録に一部記載漏れが見受けられた。貸与備品は市の財産であり、適正管理の義務があることを認識し管理されたい。 | 変更記録の加除修正を徹底するとともに、定期的に数量等を確認し、適正な管理を行います。 | |